

理事及び監事の報酬等に関する規程

(適用範囲)

第1条 この規定は、公益社団法人日本警察犬協会（以下「この法人」という。）の定款第29条の規定に基づき、理事及び監事の報酬等に関する事項を定めるものとする。

(報酬額)

第2条 常勤の理事(以下「常勤理事」という。)に報酬を支給する。この場合の報酬額は、支給時点における厚生年金保険法にもとづく標準報酬月額の高等級を限度として毎月支給することができるものとし、当協会の運営状況その他の事情を考慮し理事長が決定する。

2 常勤理事には、賞与として別途、月の報酬額を上限として、年2回支給することができる。

3 理事（常勤理事を除く）及び監事については、名誉職のため支給しない。

(通勤手当)

第3条 常勤理事には、当協会職員に係る賃金規定第11条に準じて通勤手当を支給する。

(日当・旅費)

第4条 理事（常勤理事を除く）が当協会の職務を行うため、当協会の事務所に出勤した場合は、その都度、日当及び交通費を支給することができる。その場合、日当については税引後の金額1万円（4時間に満たない場合は5千円）を限度として、また、交通費は実費を支給するものとする。

2 監事が当協会の職務を行うため、当協会の事務所に出勤した場合、交通費は実費を支給することができる。

3 理事及び監事が当協会の総会、理事会、専務・常務理事会に出席する場合は、日当及び交通費は支給しない。

(退職手当)

第5条 常勤理事が退任する場合は、別表1の「退職手当の算出要領」に定める算式により算出した退職手当を支給することができる。

2 理事（常勤理事を除く）及び監事については、名誉職のため支給しない。

(受給権者)

第6条 常勤理事が死亡した場合の退職金は、死亡当時、本人の収入により生計を維持していた遺族に支給する。

2 前項の遺族の範囲及び支給順位については、法令に定めるところを準用する。

(在任年数の算出)

第7条 在任年数は就任日から起算し、退任の日までとし1年未満は切り捨てる。

(金額の端数処理)

第8条 退職手当の最終計算において、円未満の端数があるときはこれを切り上げる。

(退職金支給の制限)

第9条 次の者については退職手当を支給しないか、又は減額することがある。

(1) 理事を背任行為等により解任された者

(2) 退任後、支給日までの間において在任中の背任行為等が発見された者

(支払時期)

第10条 退職手当の支給は退任から3箇月以内にその全額を支払う。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附則

1 この規定は、公益社団法人への移行の日(平成25年1月4日)から施行する。

2 この規定は、平成27年2月25日これを改正し、即日施行する。

3 この規定は、平成31年2月26日これを改正し、即日施行する。

〔別表1〕 退職手当の算出要領

算式

(退任時における理事報酬月額) × (別表2の在任期間に対する支給基準率)

= 退職手当

〔別表2〕 退職手当に関する支給基準率表

在任期間	支給基準率
1年	0.5
2年	1.0
3年	1.5
4年	2.0
5年以上	2.5